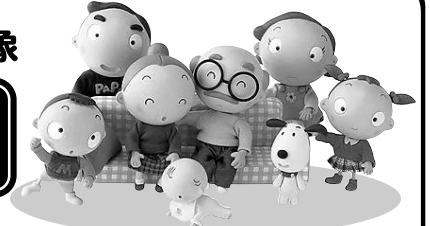


# 長寿医療制度

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

## 後期高齢者医療制度



### 7月に保険証(被保険者証)が新しくなります

現在お使いの保険証は、平成21年7月31日で期限が切れるため、ご使用できなくなります。新しい保険証がお手元に届きましたら、そちらをご使用ください。

新しい保険証(黄色)



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成23年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成21年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 0 0 0 0 印 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい保険証の有効期限は平成23年7月31日です。

用紙の色は、「水色」から「黄色」になります。

医療機関での窓口負担の割合です。

### 医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、**かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)です。**

**3割負担になる方は?** 住民税の課税所得が145万円以上の加入者(被保険者)が1人でもいる場合、その方と同一世帯の加入者は全員3割負担となります。

3割負担の方のうち、次に該当する方は、市町村の窓口へ申請することにより、1割負担となります。

- ◆同一世帯に長寿医療制度の加入者が本人のみの場合
  - 加入者本人の収入の額が383万円未満のとき
  - 同一世帯にいる70～74歳の方と加入者本人との収入の合計額が520万円未満のとき
- ◆同一世帯に長寿医療制度の加入者が2人以上いる場合
  - 加入者の収入の合計額が520万円未満のとき

※新しい保険証には、平成20年中の所得に基づいて、平成21年8月から平成22年7月までの窓口負担の割合が記載されています。  
※窓口負担の割合(1割・3割)は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により、再判定となります。  
※再判定により、窓口負担の割合が変更になる場合は、新しい保険証をお渡しします。

入院の時は忘れずに

住民税非課税世帯の方は、1か月の医療費の自己負担限度額や入院中の食事代などが減額されます。入院の際に、「減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」が必要ですので、お住まいの市町村の窓口へ申請してください。

健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市町村で受けられます。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ先

お住まいの市町村の長寿医療制度担当課または  
**北海道後期高齢者医療広域連合**  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内  
■電話 011-290-5601 ■FAX 011-210-5022  
■ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>